明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三）　一
〔府令・省令〕
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令（内閣府・財務一）　一
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　三
〔省　令〕
○農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（農林水産一〇）　四
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務五六）　四
○都市公園法施行令第十二条第十号の国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を定める件を廃止する件（国土交通一〇五）　四
○都市公園法施行令第十二条第十号の国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を定める件（同一〇六）　二四
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同一〇七）　二四
○道路に関する件（関東地方整備局四五）　二六
○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同四六）　二六
○道路に関する件（中部地方整備局一七）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

府令

○内閣府令第三号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年二月十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項に次の一号を加える。

四十　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第三項

附　則

この府令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府・財務省令第一号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第八条、第二章第二節及び第四十八条第二項並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十二条において読み替えて適用する預金保険法第四十四条の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令を次のように定める。

平成二十九年二月十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令

（休眠預金等交付金の交付方法等）

第一条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「法」という。）第八条の内閣府令・財務省令で定める金額は、法第二十六条第一項の規定により認可を受けた同項の収支予算において、法第八条の休眠預金等交付金の交付による収入の額として記載された金額とする。